

令和6年2月20日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

石油給湯機付ふろがまに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油給湯機付ふろがま1件、ガスこんろ（LPガス用）1件、
石油ストーブ（開放式）2件） | 4件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち凍結防止用ヒーター（水道用）1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気ストーブ（カーボンヒーター）2件、
電動車いす（ハンドル形）1件、電気炊飯器1件、
電子レンジ1件、引戸1件） | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301019	令和6年1月9日	令和6年2月15日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	電気ストーブ(カーボンヒーター)に関する事故(A202301020)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月5日
A202301020	令和6年1月9日	令和6年2月15日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	電気ストーブ(カーボンヒーター)に関する事故(A202301019)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月5日
A202301021	令和5年12月26日	令和6年2月15日	電動車いす(ハンドル形)	重傷1名	当該製品を使用中、道から外れ、転倒、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月5日
A202301024	令和6年2月3日	令和6年2月15日	電気炊飯器	火災	当該製品をコンセントに接続していたところ、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和6年2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202301026	令和6年2月2日	令和6年2月16日	電子レンジ	火災	当該製品を使用後、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和6年2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202301027	令和5年10月12日	令和6年2月16日	引戸	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品をを持ち上げたところ、当該製品が分解、落下し、右足指を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月5日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし